

有料公園施設料金表

5. 西方総合公園					
区分		単位		使用料 (改定前)	使用料 (改定後)
野球(ソフトボール)場	(1面につき)	スポーツ	1時間につき	500	520
		集会等	1時間につき	1,250	1,300
		営利等	1時間につき	5,000	5,230
野球場 夜間照明設備			30分につき	2,000	2,090
ソフトボール場 夜間照明設備			30分につき	1,500	1,570
テニスコート	(1面につき)	スポーツ	1時間につき	400	420
		集会等	1時間につき	1,000	1,040
		営利等	1時間につき	4,000	4,190
弓道場	個人利用	中学生以下	1人1回につき	50	50
	個人利用	上記以外のもの	1人1回につき	100	100
	団体利用		1時間につき	300	310
公園管理棟(会議室)			1時間につき	150	150
バーベキュー広場			1時間につき	2,500	2,610

備考

- 1 市外の者(市内の事業所に勤務する者並びに小山市、下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。)が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。
- 2 利用時間が単位未満であるとき又は利用時間に単位未満の端数があるときは、その単位未満の時間を1単位として計算する。
- 3 野球(ソフトボール)場、テニスコート及び弓道場を、入場料(入場料、会費、賛助費、寄附金等いずれの名義又は名目を問わず、入場のために要する対価をいう。)を徴収して利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。
- 4 個人利用における「1回」とは、2時間を限度とする1回の利用をいう。
- 5 バーベキュー広場の使用料は、広場全部を占有する場合のみ徴収するものとする。